

平成17年4月

青森産業保健推進センター

1 はじめに

産業保健推進センターは、産業医・衛生管理者・産業看護者等の産業保健関係者の支援を目的に設置されました。

当センターは設立4年目となりましたが、本年度も、産業保健関係者に対し、研修、情報の提供、相談受付等を実施することにより、産業保健活動に必要な知識・能力を付与するとともに、事業主に対する広報啓発活動を行い、地域の産業保健活動の促進を図ることとします。

2 センター事業の重点

17年度は、次の事項を重点にします。

- (1) 産業保健研修・セミナーの充実
- (2) 産業保健情報の収集、提供及び広報活動の充実
- (3) 地域産業保健センターとの連携
- (4) 助成金制度の利用促進

3 各事業の内容

(1) 研修・セミナーの充実

①研修は、対象を「産業医」「衛生管理担当者」「産業看護者」に分けて、そのニーズを考慮しながらテーマを設定し、年間合計50回程度の研修を実施する予定です。

②地域産業保健センターなどと連携して「地域における産業保健研修」も適宜実施します。

③事業主の産業保健に対する認識を高めるため、引き続き各地区労働基準協会などと共催して事業主を対象としたセミナーを実施します。

(2) 情報の収集、提供の充実

産業保健情勢、ニーズ等を踏まえた上で、時宜を捉えた情報を情報誌「青い森」、ホームページ等多様な媒体を用いて提供します。

産業保健に関する図書・ビデオ・教材等の閲覧、無料貸し出しを行います。

(3) 地域産業保健センターとの連携

各地域産業保健センターとの連携をさらに強化し、運営協議会等への出席、産業保健研修への講師派遣、資料・情報の提供、コーディネーター研修などの支援を充実します。

(4) 助成金制度の利用促進

青森産業保健推進センターでは、産業保健活動を支援する次の2つの助成金の事務を行っております。

①産業医共同選任助成金

労働者規模50人未満の事業場が、産業医の要件を備えた医師を共同で選任し、当該医師から提供される産業保健サービスを受けて実施する産業保健活動を促進することを奨励するための助成金です。

②自発的健診受診支援助成金

深夜労働に従事する労働者が、定期健康診断以外に自発的に行う健康診断に関して、勤務回数等一定の要件を満たす場合に支給される助成金です。

(5) 窓口相談・実地相談の充実

産業保健に関する様々な問題について、専門のスタッフがセンターの窓口又は電話・FAX・メール等で相談に応じ具体的な方法を助言します。また、職場巡視等の実践的な活動について、専門スタッフが現地に赴いて相談に応じ、具体的方法を助言します。

(6) 調査研究

産業保健活動に役立つ調査研究を実施し、その結果については、情報誌、ホームページへの掲載を通じ広く公表するとともに、地域の産業保健活動に活用することとします。今年度も「職場のメンタルヘルス対策」をテーマに調査研究を実施することとしています。